

標題

マン島籍船の救命および消防設備に関する特別要件

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0577
発行日 2004年4月13日

各位

マン島籍船の救命設備の特別要件については、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0485 (2002年10月25日付)にてお知らせしております。今般、マン島政府から、救命および消防設備に関する特別要件について新たに通知がありましたので、次の通りお知らせいたします。

今号の ClassNK テクニカル・インフォメーション発行をもちまして、先にお知らせいたしました 2002年10月25日付の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0485 を絶版といたします。

1. 進水用のつり索の保守

- (1) 救命艇または救命いかだ進水用のつり索は、30 か月を超えない間隔で振り替え、かつ、つり索の劣化により必要な場合または5年のいずれか早い時期に新替しなければならないが、つり索が連続しているために振り替えができない場合には、24 か月を超えない間隔で救命艇または救命いかだを格納している状態でつり索が滑車にあたる部分をあたらないように調整し、つり索の劣化により必要な場合または4年のいずれか早い時期に新替すること。
- (2) 以上1.(1)にかかわらず、適当な品質を有するステンレス鋼製のつり索を使用している場合、1974年 SOLAS の1996年改正 第III章 第20.11.1規則にしたがって詳細検査を行い、劣化、機械的損傷またはほかの欠陥の兆候がない場合に限り、製造者または供給者の推奨する使用期限内に新替する必要はない。ただし、30 か月を超えない間隔で救命艇または救命いかだを格納している状態でつり索が滑車にあたる部分をあたらないように調整すること。

2. 荒天時揚収ストラップ

救命艇を救助艇として兼用し、ほかに救助艇を持たない場合、1974年 SOLAS の1996年改正 第III章 第17.5規則に要求される荒天時に救命艇／救助艇を安全に揚収するための装置を備えること。同要件は1986年7月1日以後に建造された船舶について、適用しなければならない。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 救命胴衣

- (1) 当直要員用、ならびに、離れた位置にある救命艇または救命いかだ用として、少なくとも次の人数分の追加の救命胴衣を備えること。ただし、これら追加の救命胴衣の数量が乗組員の人数を超える必要はない。
 - (i) 乗組員の人数が 16 名を超えるとき、同人数の 25% の数。
 - (ii) 乗組員の人数が 16 名以下のとき、4 個。
- (2) 救助艇の乗り込みに割りあてられた人の救命胴衣はすべて膨脹式救命胴衣であること。
- (3) 自由降下式救命艇を備えるすべての船舶にあつては、同救命艇の定員数分の LSA Code に適合する膨脹式救命胴衣を備えること。当直者用に備えるものにあつては固定式のものでよい。なお、本船に備える固型救命胴衣に加えて、膨脹式救命胴衣を備える場合には、自由降下式救命艇の乗艇場所の近くに適当なコンテナに収納して備えるのが望ましい。

4. イマーシヨンスーツ及び耐暴露服

- (1) 船舶が次の海域を航行する場合、イマーシヨンスーツおよび耐暴露服は断熱型のものでなければならない。
 - (i) 北緯 65 度以北の大西洋、
 - (ii) 北緯 55 度以北の太平洋、
 - (iii) 南緯 50 度以南の海域、または
 - (iv) 12 月 1 日から 4 月 30 日までの期間における東経 10 度以東のカテガット海峡及びバルト海一帯。
- (2) 船舶が北緯 20 度と南緯 20 度の間を専ら航行する場合、1974 年 SOLAS の 1996 年改正第三章 第 32.3 規則に要求されるイマーシヨンスーツは搭載しなくてもよい。

5. 非常脱出用呼吸具 (EEBD) (2002 年 7 月 1 日以降起工の船舶に適用)

- (1) 居住区域の EEBD は消防員装具と同じ場所に格納すること。
- (2) EEBD の予備 2 個を備えること。予備には spare と表示し居住区内の火災制御室などに格納すること。

6. 消火器

- (1) 持ち運び式消火器 (2004 年 7 月 1 日以降起工する船舶に適用)
粉末消火器は総数の 50% 以下のこと。居住区域に備える消火器には水消火器または泡消火器を含むこと。機関室に備える消火器には泡消火器を含むこと。
- (2) 移動式消火器
機関室に備える移動式消火器は泡または炭酸ガスタイプのこと。(2004 年 7 月 1 日以降起工する船舶に適用)
2004 年 7 月 1 日より前に起工された船舶で機関室の移動式消火器が粉末タイプの場合はその移動式消火器を取り替えるときに泡または炭酸ガスタイプに変更すること。

(次頁に続く)

7. 消防員装具（2004年7月1日以降起工する船舶に適用）

タンカー以外の船舶に備える消防員装具の数量は下記によること。

500 G/T 以上	2,500 G/T 未満	2 組
2,500 G/T 以上	4,000 G/T 未満	3 組
4,000 G/T 以上		4 組

8. 医療用酸素ボトル

MDG/MFAG ガイドに基づく蘇生用酸素ボトルを備える場合には次によること。

- (1) 40L 酸素ボトルを居住区内に備えることは認められない。
- (2) 40L 酸素ボトルを居住区外に設置することは推奨しない。40L のボトルに替えて、各約 10L ボトル 4 本とすることを推奨する。その内 1 本は病室内に直ちに使用できる状態に設置し、3 本は居住区外の適当な乾燥した保管庫内に設置すること。
点検、試験および保守：
 - (i) 製造者の取り扱い説明書にしたがい責任者により船上で年に一度検査すること。
 - (ii) ボトルの内容物は 3 年を超えない間隔で試験し、必要なら取り替えること。
- (3) 以上 8.(2)にかかわらず 40L ボトルを船上に設置する場合は、船主および管理者は **Marine Administration** に計画書を提出し認可を受ける必要がある。提出する計画書には図面と保守計画が含まれること。
40L ボトルを備える場合は、病室にできるだけ近い居住区外の安全な保管庫内に保管すること。また万一バルブが漏れた場合には、漏れた酸素は居住区外の大気中に排気できるようになっていること。
点検、試験および保守：
 - (i) 製造者の取り扱い説明書にしたがい責任者により船上で年に一度検査すること。
 - (ii) 配管系統は 3 年を超えない間隔で製造者またはその代理者による検査と圧力試験を受けること。
 - (iii) ボトルの内容物は 3 年を超えない間隔で試験し、必要なら取り替えること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会（ClassNK）

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp